

# 千葉県消防団員等に対する千葉県消防団長の行う表彰細目を定める要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、消防団長表彰（以下「表彰」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (表彰)

第2条 消防団長（以下「団長」という。）は、分団、部又は消防団員（以下「団員」という。）で消防上功労があると認められるものを表彰する。

## (表彰の種類)

第3条 団長の表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 功労表彰
- (2) 業績表彰
- (3) 精勤表彰
- (4) 善行表彰
- (5) その他の表彰

## (功労表彰)

第4条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対し表彰状を授与し表彰する。

- (1) 市民の生命、身体及び財産を火災その他の災害から保護するため一身の急迫した危険に際し身をもって任務を遂行し、又は任務遂行上功労が特に顕著で、かつ、他の模範となる団員
- (2) 消防団に満10年以上引き続き在職し、職務に精励し、他の模範となる団員
- (3) 前各号に定めるもののほか、平素における業務成績が優秀で永年にわたり職務に精励し、かつ、特別に顕著な功労者があった分団、部又は団員

## (業績表彰)

第5条 業績表彰は、次の各号のいずれかに該当する団員で前条の表彰に至らないものに対し表彰状を授与しその業績を表彰して行う。

- (1) 災害に対し、適切な防ぎょ活動により被害を最小限度にとどめそ

の業績が顕著で他の模範となる分団、部又は団員

(2) 人命救助又は救急救護に顕著な業績があった分団、部又は団員

(3) 消防業務に関する改善、充実、強化を図り、職務に関し有益な業績を残すなど特に他の模範となる分団、部又は団員

(4) 前各号に定めるもののほか、平素における業務成績が優秀で職務に精励し、かつ、顕著な業績のあった分団、部又は団員

(精勤表彰)

第6条 精勤表彰は、消防団に原則3年引き続き在職し、職務に精励し、他の模範となる団員に対し表彰状を授与し表彰する。

(善行表彰)

第7条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当する団員に対し表彰状を授与しその善行を表彰して行う。

(1) 刑事事件における被疑者の逮捕等に協力し、顕著な功労があった団員

(2) その他特に顕著な善行があった団員

(その他の表彰)

第8条 団長は、第4条から前条までの規定による表彰のほか、特に必要があると認められるものには、表彰状又は感謝状を授与して行う。

(表彰の上申)

第9条 副団長は、第3条の表彰に該当するものがあると認めるときは、消防表彰上申書(別記様式)(以下「上申書」という。)により団長に上申するものとする。

(表彰の時期)

第10条 表彰は、年1回行うものとする。ただし、団長が必要があると認めるときは、随時に行うことができる。

(表彰者の死亡等)

第11条 表彰を受けるべき者がその表彰を受ける前において死亡又は退職をしたときは、その者の遺族に又は団員であった者に表彰状、感謝状又は記念品を贈るものとする。

(表彰を受けることができない者)

第12条 表彰を受ける者が、次の各号のいずれかに該当するときは、

表彰は行わない。

- (1) 刑事事件に関して起訴されたとき。
- (2) 降任、降給又は免職の処分を受けたとき。
- (3) 懲戒処分を受けたとき。

(表彰審査委員会)

第13条 団長の表彰について団長の諮問に応じ、表彰の適正を審査するため、消防団に千葉市消防団表彰審査委員会（以下「団委員会」という。）を置く。

(組織)

第14条 団委員会は、副団長の階級にある者のうち団長が指名する者をもって組織する。

(委員長)

第15条 団委員会に委員長を置き、本部副団長の職にある者のうち団長が指名する者をもってこれに充てる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(書記)

第16条 団委員会の事務を補助させるため書記を置き、委員長が指名したものをもってこれに充てる。

(会議)

第17条 団委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 団委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、団委員会に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 団委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、審査が終了したときは、その結果を速やかに団長に答申しなければならない。

(審査の特例)

第18条 表彰事案が第4条から第8条までに該当することが明らかである場合、その他表彰の適正の審査に関し委員の出席を要しないと認める場合は、委員長は、委員の意見を記載した書面を徴して審査することができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、団長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別記様式

年 月 日

(あて先) 千葉市消防団長

上申者

消 防 団 表 彰 上 申 書

次のものは、千葉市消防団員等に対する千葉市消防団長の行う表彰細目を定める要綱第2条第 項に該当すると認めるので、同要綱第9条の規定により上申します。

表 彰 の 種 類	
所属、階級、氏名 及 び 年 齢 (部隊表彰は所属分 団、部及び人員)	
団 員 経 歴 及 び 勤 続 年 数	
上 申 理 由	
参 考 事 項	